

鹿屋市子育て交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市子育て交流プラザ条例施行規則（令和2年鹿屋市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「において、当該許可を受けた者が、市内に居住し、市内の事業所に勤務し、又は市内の学校に在学するとき」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。